

福山記念病院通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第一条 医療法人紅萌会福山記念病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人紅萌会福山記念病院
2. 所在地 福山市港町1丁目15番30号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 従業者
医師 1名以上
理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上
言語聴覚士 1名以上
介護職員 5名以上
管理栄養士 1名以上
従業者は指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

管理者（医師）は事業所に携わる従業員の総括管理、指導を行うと共に医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師や看護師などと共同してリハビリテーション計画書を作成するとともに、リハビリテーションを実施する。

マッサージ師、物理療法担当は、医師の指示のもと物理療法の提供を行う。

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
3. サービス提供時間 午前9時30分から午前11時00分
午後2時00分から午後3時30分 とする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第六条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1. 実施単位 2単位（合計）
2. 利用定員 1単位（午前）40名 1単位（午後）40名
指定介護予防通所リハビリテーションを含む

（通所リハビリテーションの内容）

第七条 指定通所リハビリテーションの内容は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他の日常生活上の世話をを行うものとし、事業の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

1. 利用者の心身状態の維持回復又は向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。
2. 事業者は、医師の診療及び指示に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の心身の機能回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
3. 事業の提供に当たっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
4. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第八条 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。当該通所リハビリテーション法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割とする（負担割合証の割合に準ずる）。

第九条

1. 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
 - ① おむつ代 M175円 L198円（パンツ式） 50円（サブパット）
 - ② 事業提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められるもの
 - (ア) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - (イ) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費
2. 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第十条 通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第十一条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

1. 事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
2. 事業所に危険物を持ちこんではならない。
3. 所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。
4. 事業所敷地内において、飲酒、喫煙をしてはならない。

(非常災害対策)

第十二条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備する。それらを定期的に従業者へ周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出など訓練を行うものとする。

(緊急時の対応)

第十三条 従業者は、通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じる。但し、定期受診（薬が無くなった）など緊急性の無いものに関しては通所リハビリテーションサービス利用中に行う事は出来ない。

(相談・苦情対応)

第十四条 事業に関する相談・要望・苦情などは下記窓口にて受け付ける。

・受付時間・窓口	
月曜日～土曜日	8：30～17：30
電話番号	084-922-0998
担当者	猪原 千晶

・行政機関窓口	
福山市の機関：介護保険課	084-928-1166
広島県の機関：介護保険課	082-513-3208
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783
(介護保険相談室)	

(従業員の研修)

第十五条 事業所は従業員の資質向上を図る為、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

1. 採用時研修 採用後1ヵ月以内
2. 継続研修 年2回
3. その他の研修

(守秘義務)

第十六条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしてはならない。この守秘義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

1. 前項に定める守秘義務は、従業員の離職後もその効力を有する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十七条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止についての責任者の配置
2. 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
3. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
4. その他虐待防止のために必要な措置

第十八条 事業所は通所リハビリテーションサービスの提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第十九条 その他運営についての留意事項は次のとおりとする。

1. 事業者は利用者本人、家族からサービスの提供記録の開示を求められた場合、速やかに応じなければならないものとする。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人紅萌会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 側

この運営規程は、

平成 12 年 05 月 01 日から施行する。

平成 19 年 10 月 23 日一部改正

平成 21 年 04 月 01 日一部改正

平成 22 年 09 月 10 日一部改正

平成 23 年 04 月 01 日一部改正

平成 23 年 05 月 01 日一部改正

平成 24 年 04 月 01 日一部改正

平成 24 年 10 月 18 日一部改正

平成 26 年 04 月 01 日一部改正

平成 30 年 04 月 01 日一部改正

平成 31 年 04 月 01 日一部改正

令和 3 年 04 月 01 日一部改正

令和 4 年 05 月 01 日一部改正

令和 4 年 10 月 01 日一部改正

令和 5 年 01 月 01 日一部改正

令和 5 年 04 月 01 日一部改正

令和 6 年 06 月 01 日一部改正

令和 6 年 07 月 01 日一部改正

令和 6 年 10 月 01 日一部改訂